

当座勘定規定(一般口用) ※下線が追加・修正部分

改定前	改訂後
第7条(手形・小切手の支払) (1) (略) (2) 当座勘定の払戻しの場合には、小切手を使用してください。 第8条(手形、小切手用紙) (1)～(3) (略) (4) 手形用紙、小切手用紙の請求があった場合には、必要と認められる枚数を当行所定の代金と引き換えに交付します。 第12条(手数料等の引落し) (1) 当行が受取るべき貸付金利息、割引料、手数料、保証料、立替費用、その他これに類する債権が生じた場合には、小切手によらず、当座勘定からその金額を引落すことができるものとします。 第16条(印鑑照合等) (1) 手形、小切手または諸届書類に使用された印影または署名を、届出の印鑑(または署名鑑)と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、その手形、小切手、諸届書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。 (2) 手形、小切手として使用された用紙を、相当の注意をもって第8条の交付用紙であると認めて取扱いましたうえは、その用紙につき模造、変造、流用があっても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。	※2024 年 4 月 1 日以降、新規口座開設の受付停止 第7条(当座勘定の払戻し) (1) (略) (2) 当座勘定の払戻しの場合には、<u>小切手または当行所定の払戻請求書</u>を使用してください。 (3) <u>前項の払戻しに払戻請求書を使用する場合は、口座名義人による口座開設店での使用に限定します。当行所定の本人確認書類の提示等を求めることがあります。求められた本人確認書類の提示等がない場合には、取引を行うことはできません。</u> (新設) 第8条(手形用紙、小切手用紙、払戻請求書) (1)～(3) (略) (4) 手形用紙、小切手用紙、<u>払戻請求書</u>の請求があった場合には、必要と認められる枚数を当行所定の代金と引き換えに交付します。 第12条(手数料等の引落し) (1) 当行が受取るべき貸付金利息、割引料、手数料、保証料、立替費用、その他これに類する債権が生じた場合には、小切手または<u>払戻請求書</u>によらず、当座勘定からその金額を引落すことができるものとします。 第16条(印鑑照合等) (1) 手形、小切手、<u>払戻請求書</u>または諸届書類に使用された印影または署名を、届出の印鑑(または署名鑑)と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、その手形、小切手、<u>払戻請求書</u>、諸届書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。 (2) 手形、小切手、<u>払戻請求書</u>として使用された用紙を、相当の注意をもって第8条の交付用紙であると認めて取扱いましたうえは、その用紙につき模造、変造、流用があっても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。